

令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導
業務企画提案仕様書

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務企画提案仕様書

1 委託業務名

令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務

2 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

3 事業の目的

有料老人ホーム設置者・施設管理者を対象に集団的な指導（以下、「集団指導」という。）を実施することで有料老人ホームの適正な運営を促し、有料老人ホーム入居者の安心・安全な生活の確保を図る。

4 委託料上限額

金1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。また、経費見積合計額は、上記提案上限額の金額を超えてはならない。

5 委託業務の内容

(1) 集団指導の企画(計画)業務

有料老人ホーム設置者・施設管理者を対象として、次の事項に基づき集団指導を企画するものとする

①指導時間は2.5時間以上とし、適切なテーマを複数設けるものとする。

②テーマ設定にあたっては、行政説明(情報提供)との重複に留意すること。

※行政説明予定項目：「非常災害対策計画の策定」、「喀痰吸引等に係る登録手続き」、「消費税増税に係る軽減税率についての留意点」、「県による立入検査結果概要」

③原則講義形式で実施することとするが、効果的な内容とするため一部にグループワークを取り入れることは差し支えない。

④企画・提案及び運営は受託者によるものとするが、説明・解説等指導の一部について、県を含めた受託者以外の者に依頼することは妨げないとする。

⑤施設関係者の就業形態等を踏まえ、より多くの参加者が期待できる時期を選定するものとし、特に会場の選定にあたっては参加者の参集の便を考慮し所定の駐車台数を確保できる会場を選定することとする。なお、実施に当たっては県高齢者福祉介護課職員が実施状況を現地にて確認することとする。

⑥開催は沖縄本島3圏域のほか、宮古圏域及び八重山圏域の5圏域毎に、所在施設を主な対象として実施するものとする。圏域毎の施設数は次のとおり。

○北部圏域:55(49)施設程度、○中部圏域:240(237)施設程度、○南部地域:100(95)施設程度、○宮古圏域:20(17)施設程度、○八重山圏域:5(5)施設程度

※上記施設数は令和元年7月25日時点の施設数を基にした目安の数。

※特に施設数の多い中部圏域については2回実施し参加を促すこと。

(2) 集団指導開催の通知・取りまとめ業務

①事前に対象施設あて通知し、出欠報告を取りまとめること。

②通知に当たっては参加者の利便性を考慮し十分な周知期間を設けること。

(3) 各圏域における指導の実施(集団指導に係る疑義の集約・回答も含める)

①有料老人ホームの適正な運営を促す情報の伝達・意識啓発(基礎的な知識の伝達に係る事項や施設運営に資する取り組み・制度の解説等)

②アンケート(参加者の理解や要望などについて)の実施

(4) 集団指導結果の集計報告業務

各圏域での指導修了ごとに、アンケート集計結果、質疑等について「指導結果報告書」としてまとめ、県に提出するものとする。

6 事業完了届の提出

最終圏域の「指導結果報告書」を提出後、30日以内もしくは、令和2年3月31日のうち早い期日のうちに、「業務完了届」(A4版縦左綴り)に以下の書類を添付して提出すること。

(1) 集団指導の実施状況に関する書類

(2) 受講者名簿

(3) 指導に使用した資料一式

(4) 指導の様子(写真)

(5) 各圏域別アンケート集計結果

7 契約金の支払い

本委託に係る契約金について、受託者は「6 事業完了届の提出」後、県の検査の結果を受け請求できるものとし、県は請求後30日以内に委託料を支払うものとする。

8 危険負担

委託業務の実施に応じて生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、受託者の負担とする。

9 著作権

指導時に使用(投影・配布)する資料の他、作製したカリキュラム等の使用権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。